

令和8年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題

養護教諭

1 / 11 枚中

注意 答はすべて解答用紙の解答欄に記入すること。

第1問題 学校における健康診断及び疾病の管理と予防について、次の問に答えよ。

問1 「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」（令和6年1月22日 文部科学省）に記載された、健康診断に関する記述について、ア～エにあてはまる語句を答えよ。

検査・診察時のアについては、正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆い、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮する。

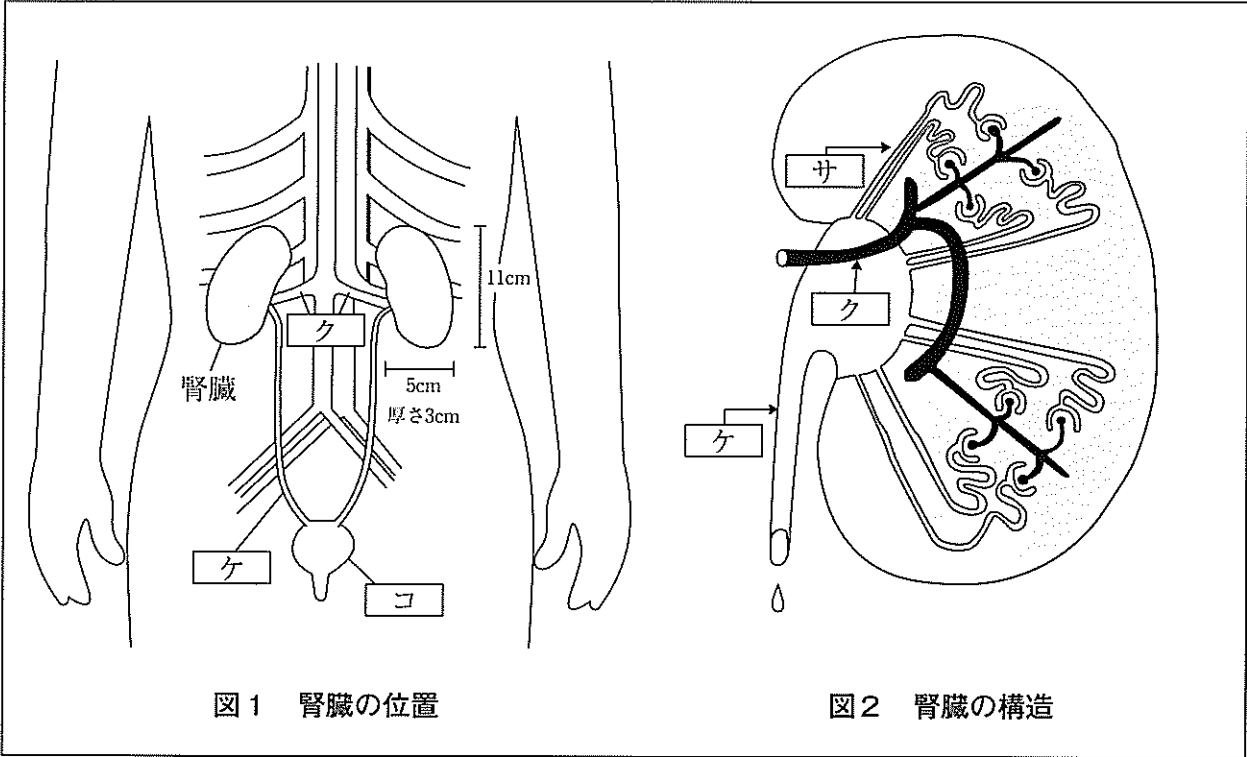
また、検査・診察の場面においては、正確な検査・診察のため、必要に応じて、医師が、体操服・下着やタオル等をめくってイしたり、体操服・下着やタオル等の下から聴診器を入れたりする場合があることについて、児童生徒等や保護者に対して事前にウを行う。

検査・診察の会場（保健室や体育館、特別教室等）内では、エを最小限にした上で、他の児童生徒等に結果等が知られたりすることがないように注意する。

問2 「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」（平成27年8月 公益財団法人日本学校保健会）に記載された尿の検査の実際について、オ～キにあてはまる語句を答えよ。

- ・ 1次検尿、2次検尿の判定は学校で行う。判定は各地域により異なるが、尿蛋白及び潜血については（オ）又は（+）以上を異常とすることが望ましい。
- ・ 2次検尿陽性者に対して、通知を行い、精密検査を勧める。A方式では、3次集団精密検査、B方式では学校医、主治医、医療機関で受診しての精密検査となる。
- ・ カが提出されたら、それに基づいて生活管理を行い、学校や家庭は指導区分を守る上で必要な援助を行うことが大切である。
- ・ 一般に、蛋白尿と血尿がともに陽性のときは、特に蛋白尿が強く陽性のときは、血尿のみの場合よりもキが重いことが多い。

問3 人の腎臓の位置と構造について、～にあてはまる名称を答えよ。



問4 「学校検尿のすべて 令和2年度改訂」（令和3年3月 公益財団法人日本学校保健会）に記載された子供の糖尿病の特徴について、<input type="text" value="ス"/>

- (1) 型：原因は肥満・生活習慣の悪化、体型は太り気味、発病経過はゆっくり、治療は食事療法と運動療法および経口血糖降下薬である。

(2) 型：原因は膵β細胞における自己免疫の異常、体型はやせ型、発病経過は急激であり、インスリンの注射が治療の中心である。

問5 「学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）投与について（事務連絡）」（令和6年1月25日 こども家庭庁、文部科学省）の記述について、次の（1）、（2）に答えよ。

（1） 児童等が重症の低血糖発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、教職員等がグルカゴン点鼻粉末剤（「バクスミー®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合、医師法（昭和23年法律第201号）違反とはならない4つの条件の下線部セ〜チの記述について、正誤の組み合わせとして正しいものをA〜Fから選び、記号で答えよ。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。

 - ・学校等においてやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用するセ血糖値が認められる児童等であること
 - ・グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項

② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にグルカゴン点鼻粉末剤を使用することについて、ソ具体的に依頼（医師から受けたグルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。

③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してグルカゴン点鼻粉末剤を使用すること。

 - ・当該児童等がやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用することが認められるタ典型的症状であることを改めて確認すること
 - ・グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項をチ遵守すること

④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

	セ	ソ	タ	チ
A	○	×	×	○
B	×	×	○	○
C	○	○	×	×
D	×	○	○	×
E	×	○	×	○
F	○	×	×	×

（2） 学校等においてグルカゴン点鼻粉末剤を使用した場合に、低血糖発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に対して、教職員等が行うべきことを2つ記せ。

第2問題 学校における感染症の予防について、次の問に答えよ。

問1 「学校において予防すべき感染症の解説〈令和5年度改訂〉」（令和6年3月 公益財団法人日本学校保健会）に記載された学校における感染症への対応について、～にあてはまる語句をA～Iから選び、記号で答えよ。

① 第一種の感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）の分類感染症と結核を除く二類感染症を規定している。出席停止の期間の基準は、「」である。

② 第二種の感染症

空気感染又はするもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症を規定している。出席停止の期間の基準は、感染症ごとに個別に定められている。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

③ 第三種の感染症

を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症を規定している。出席停止期間の基準は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでである。

なお、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合には、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

- A 飛沫感染
- B 咳
- C 全身状態が良好になるまで
- D 消化器症状
- E 経口感染
- F 主要症状が消退した後2日を経過するまで
- G 治癒するまで
- H 学校教育活動
- I 接触感染

問2 「学校において予防すべき感染症の解説〈令和5年度改訂〉」（令和6年3月 公益財団法人日本学校保健会）に記載された学校保健安全法に規定されている学校において予防すべき感染症と予防接種について、次のA～Jの感染症のうち、定期接種の対象である感染症と任意接種の対象である感染症に分けて、記号で答えよ。

- A 流行性耳下腺炎
- B ジフテリア
- C 結核
- D 百日咳
- E 髄膜炎菌感染症
- F 急性灰白髄炎（ポリオ）
- G 麻しん
- H 風しん
- I A型肝炎
- J 水痘

第3問題 学校における熱中症の救急処置について、次の問に答えよ。

問1 改正後の気候変動適応法第19条において、環境大臣が、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときに発表する情報の名称を記せ。

問2 「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）」（令和2年12月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）に記載された熱中症の症状について、にあてはまる病型を答えよ。

：主に脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛等の症状が起こる。高体温にならないことが多い。

問3 「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）」（令和2年12月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）に記載された熱中症予防運動指針の表について、～にあてはまる「WBGT」の指数を答えよ。

表

WBGT℃	湿球温度℃	乾球温度℃		
イ	27	35	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
ウ	24	31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
エ	21	28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21	18	24	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
			ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1) 環境条件の評価にはWBGT（暑さ指数とも言われる）の使用が望ましい。
- 2) 乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。
湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
- 3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。
運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
- ※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

問4 次の文は、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（令和3年5月 環境省・文部科学省）に記載された熱中症の予防の原則について、オ～クにあてはまる語句や数値を答えよ。

2.4.1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

(1) 環境条件の把握

気温が高いときほど、また同じ気温でも湿度が高いときほど、熱中症の危険性は高くなります。

熱中症の危険性を予測するための環境条件の指標に「暑さ指数（WBGT）」があります。暑さ指数（WBGT）は気温、オ、湿度、カを合わせたもので、暑さ指数（WBGT）計で測定します。ただし、暑さ指数（WBGT）計がない場合は、乾球温度（気温）や湿球温度を参考にすることもできます。

(2) 運動量の調整

運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、熱中症の危険性は高くなります。環境条件・体調に応じた運動量（強度と時間）にしましょう。暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にようにし、休憩を頻繁に入れるようにしましょう。激しい運動では休憩は30分に1回以上とることが望ましいとされています。強制的な運動は厳禁です。

(3) 状況に応じた水分・塩分補給

暑い時期は、水分をこまめに補給します。汗からは水分と同時に塩分も失われます。汗で失われた塩分も適切に補うためには、0.1～キ%程度の塩分を補給できる経口補水液やスポーツドリンクを利用するとよいでしょう。

体重のク%以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減が2%を超えないように水分を補給します。水分補給が適切かどうかは、運動前後の体重を測定すると分かります。運動の前後に、また毎朝起床時に体重を測る習慣を身につけ、体調管理に役立てることが勧められます。

第4問題 学校における健康相談と保健指導について、次の問に答えよ。

問1 「学校保健安全法 昭和33年法律第五十六号」の「第二章 学校保健 第二節 健康相談等」について、ア～ウにあてはまることばを答えよ。

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

第九条 養護教諭その他の職員は、相互にアして、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、イ、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域のウその他の関係機関とのアを図るよう努めるものとする。

問2 次に示すものは「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引－令和3年度改訂－」（令和4年3月 公益財団法人日本学校保健会）に記載された、発達段階別心身の健康問題の特徴と理解に関する記述の一部である。この記述にあてはまる発達段階を小学校、中学校、高等学校から1つ選び、答えよ。

- ・ この時期の成長・発達は個人差が大きく、男女差も著しいのが特徴である。
- ・ この時期に男子は筋肉量が増加し、女子は皮下脂肪が発達する。
- ・ ホルモン内分泌器官の発達が盛んになり、身体が急速に変化する、性衝動や初経、ひげが生えるなどがみられ、とまどいや罪悪感をもちつつ、一定の対応もできてくる。性への関心や異性への興味も高まってくる。
- ・ 疾患としては心身症を伴う不登校、起立性調節障害、ストレスが原因となっている過敏性腸症候群などに注意が必要である。

問3 「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引－令和3年度改訂－」（令和4年3月 公益財団法人日本学校保健会）に記載された個別の保健指導の基本的なプロセスのうち、保健指導の実施に関する記述について、エ～カにあてはまる語句を答えよ。

- (4) 保健指導の実施
- 保健指導の実施に当たっては、個々の児童生徒の心身の健康課題の解決に向けて、自分の健康課題に気づき、理解とエを深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的・オ的な態度の育成が図られるように指導する。保健指導の実施に当たっては、職員会議等で関係職員と共通理解を図っておく必要がある。
- さらに、必要に応じて保護者への助言を行う。保護者に対しては、まず、保護者自身の理解やカを確認し、家庭の状況にあった助言を行う必要がある。

第5問題 学校における環境衛生、健康相談、保健教育について、次の問に答えよ。

問1 「学校環境衛生管理マニュアル」（平成30年度改訂版 文部科学省）に記載された教室等の環境「採光及び照明」の学校環境衛生基準で、ア～ウにあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、A～Fから選び、記号で答えよ。

〈照度〉

- ・ 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300lx（ルクス）とする。また、教室及び黒板の照度は、500lx以上であることが望ましい。
- ・ 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、ア：1を超えないこと。また、10：1を超えないことが望ましい。
- ・ コンピュータを使用する教室等の机上の照度は、500～イlx程度が望ましい。
- ・ テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100～ウlx程度が望ましい。
- ・ その他の場所における照度は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z 9110に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。

	ア	イ	ウ
A	30	1000	500
B	20	1000	500
C	30	1500	750
D	30	1000	750
E	20	1500	750
F	20	1500	500

問2 「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引－令和3年度改訂－」（令和4年3月 公益財団法人日本学校保健会）に記載された視力に関する記述について、エ～キにあてはまる語句をA～Lから選び、記号で答えよ。

① 遠視

無調節状態で、エより後ろに焦点を結ぶ眼を遠視という。眼軸（眼球の奥行き）が短い、眼の光学系（角膜や水晶体）の屈折が弱いことによる。児童生徒等はピントを合わせる調節力が強い、軽度の遠視の場合は視力がよい。しかし、遠視は近方のみならず遠方を見るときにも常に調節力を使うために、オになりやすく、眼鏡を使用した方がよい。

② 近視

遠視とは逆に、無調節状態で、エの前で焦点を結ぶ眼を近視という。眼軸が長い、眼の光学系の屈折力が強いことによる。遠方はよく見えないが、近くはよく見える。小学校高学年頃から裸眼視力が低下することが多く、近くを長時間見ること、つまりカが眼軸の延長に関与しており、家庭でのゲーム機、スマートフォンなどの使用については保護者への注意喚起も必要である。

③ 乱視

無調節状態で、平行光線がエの1点に像を結ばない状態である。主に角膜が球面でなく、歪んでいるためである。乱視には正乱視とキがある。正乱視は、円柱レンズで矯正される。幼児期の中等度以上の乱視は屈折性弱視を招く可能性がある。

- A 眼精疲労

B 視神経

C 不同視

D 斜視

E 視野障害

F 瞳孔

G 緑内障

H 不正乱視

I 調節の持続

J 眼位異常

K 網膜剥離

L 網膜

問3 「子供の目の健康を守るための啓発資料について（情報提供）」（令和6年7月31日 文部科学省）の近視について解説した資料「子供たちの目を守るために知っておきたい近視の知識」に記載された視力低下や近視の予防にできることの説明a～dのうち、正しいものには「○」、誤っているものには「×」を記せ。

a 休日は、1日2時間は屋外で過ごしたほうがよい。

b 建物の影や木陰で過ごすことは、近視予防には効果がない。

c 近視は、将来の目の病気との関連はない。

d 目の使い過ぎによる一時的な近視状態は、治療できる場合がある。

問4 「『ギャンブル等依存症』などを予防するために」（平成31年3月 文部科学省）に記された依存症について、次の（1）、（2）に答えよ。

（1） 物質依存にあてはまるものには「A」を、行動嗜癖にあてはまるものには「B」を記せ。

ギャンブル等：	ク
カフェイン	： ケ
ニコチン	： コ
ゲーム	： サ
アルコール	： シ

（2） やめられなくなる脳の仕組みについて、、にあてはまる語句を答えよ。

ギャンブル等を行ったり、依存物質を摂取したりすることにより、脳内でという神経伝達物質が分泌されます。が脳内に放出されることで中枢神経が興奮して快感・多幸感が得られます。この感覚を脳が「報酬（ごほうび）」と認識すると、その報酬（ごほうび）を求める回路が脳内にできあがります。

しかし、その行為が繰り返されると次第に「報酬（ごほうび）」回路の機能が低下していき、「快感・喜び」を感じにくくなります。そのため、以前と同じ快感を得ようとして、依存物質の使用量が増えたり、行動がエスカレートしたりしていきます。また、脳の思考や創造性を担う部位（）の機能が低下し、自分の意思でコントロールすることが困難になります。特に子供はが十分に発達していないため、嗜癖行動にのめり込む危険性が高いといわれています。

第6問題 「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―」（平成22年7月 文部科学省）の内容について、次の問に答えよ。

問1 「震災から学校再開までの期間」の養護教諭の心のケアに関する役割について、～にあてはまる語句をA～Lから選び、記号で答えよ。

- ・ 養護教諭の視点でや避難所への訪問を行い、健康観察、保健指導、健康相談等を行う。
 - ・ 養護教諭は、保健室の状況確認と整備を行い、保健室の機能をいち早く回復させることを最優先とし、避難所として。また、学校の体育館などが避難所になっている場合は、医療チーム等と連絡調整し、保健室の役割を明確にしておく。
 - ・ 健康観察等により、全校の子どもの心身の健康状態を的確に把握し、管理職へ報告する。
専門的な立場から管理職を補佐するとともに、報告・連絡・相談を密に行い、管理職が的確な実態把握の下に対応が図れるように努める。
 - ・ 学校医には、健康観察の結果を報告し、指導・助言を得る。また、健康観察の結果から、学校再開時におけるの実施について相談する。については、学校医及び学校薬剤師の指導・助言を得て実施する。臨時の環境衛生検査の実施については、学校薬剤師と相談し、実施する場合は、学校再開前に行うことが望ましい。
 - ・ 平常時から心のケアに関する啓発資料を準備しておき、いち早く教職員や保護者等へ提供できるようにする。

- A 換気の確保

B 感染症対策

C 消毒

D P T S Dの予防

E 臨時の健康診断

F 家庭訪問

G 医療行為

H 受け入れ環境を整えておく

I 開放しない

J 予防接種

K 被災状況の把握

L 役割分担を明確にする

問2 災害や事件・事故発生時におけるストレス症状のある子どもへの対応について、にあてはまる語句を答えよ。

- 災害や事件・事故などが契機としてP T S Dとなった場合、それが発生した月日になると、いったん治まっていた症状が再燃することがあり、と呼ばれている。このような日付の効果は必ずしも年単位とは限らず、同じ日に月単位で起きることもある。

対応としては、災害や事件・事故のあった日が近づくと、以前の症状が再び現れるかも知れないこと、その場合でも心配しなくても良いことを保護者や子どもに伝えることにより、冷静に対応することができ、混乱や不安感の増大を防ぐことができる。